

団体ツアー助成 よくある問い合わせ

1 搭乗券を紛失してしまった場合について

- ・ 搭乗の事実が確認できない場合、助成金をお支払いすることはできません。搭乗券を紛失された場合は、航空会社が発行する搭乗証明書を提出してください。
- ・ 旅行会社を通じて旅行をされた場合は、ホームページに掲載している様式による旅行会社が発行する渡航証明書でも構いません。
- ・ 搭乗証明書や渡航証明書は、航空会社や旅行会社によっては、発行まで時間を要する場合や、発行できない場合がありますのでご注意ください。

(参考：搭乗券の提出について)

- ・ 片道利用で申請する場合であっても、実際に渡航した往路・復路すべての搭乗券を提出してください。
- ・ 乗継便を利用した場合は、鹿児島空港国際線区間を含め、最終目的地までの搭乗券を提出してください。

2 申請時から渡航人数が変わった場合について

(申請時から渡航人数が**増えた**場合)

- ・ 助成額は、申請時の渡航人数で算出した額が上限となります。
- ・ 申請後に渡航人数が増える場合は、出発までに「変更・取り下げフォーム」から変更申請を行ってください。
- ・ 出発後に増員が判明した場合、助成額を増額することはできません。
- ・ 申請の際は、人数を十分確認のうえ申請してください。

(申請時から渡航人数が**減った**場合)

- ・ 実際の助成額は、実際に渡航した人数に基づき減額して確定します。
- ・ 渡航人数が助成の最低人数（一般：5人、修学旅行：6人）を下回った場合は、助成対象外となります。

3 パスポート取得助成との併用について

(一般利用の場合)

- ・ パスポート取得助成と併用可能です。帰国後2週間以内に県ホームページから電子申請をお願いします。

(修学旅行の場合)

- ・ パスポート取得助成との併用はできません。

4 グループ・団体の中で旅行行程が異なる場合

- ・ 助成の対象となる団体・グループは、参加者全員が同じ飛行機（同じ便名）を利用して旅行する cases に限ります。
- ・ 団体の中で別の便を利用する方がいる場合、その方は助成の対象になりません。
- ・ ただし、別便の方を除いた人数が助成の最低人数（一般5人、修学旅行6人）を満たしていれば、残りの方について助成対象となります。

5 乗継利用について

- ・ 本制度における「乗継利用」とは、鹿児島空港国際線（仁川・上海・台北・香港）を利用し、当該就航地を経由して第三国へ渡航する case をいいます。（例：鹿児島 → 仁川 → 第三国）
- ・ 鹿児島 → 成田 → 海外 など、国内空港を経由する場合は本制度の乗継ぎ利用には該当しません。

6 公費による出張について

- ・ 県職員、市町村職員などの公費による出張は、本助成の対象外となります。